

奈良県本庁舎東棟宿直室整備委託特記仕様書

この仕様書は、発注者が委託する奈良県本庁舎東棟宿直室整備委託に適用するものである。本委託は、東棟2階の教育委員会総務課の一角に宿直室A・Bの2室および前室を新しく整備することを目的とする。

1 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2 履行場所

奈良市登大路町30番地（奈良県本庁舎）

3 作業内容

宿直室A・B（各7m×2m程度）および前室（3.5m×4m程度）を整備する。

（詳細は別紙図面および参考数量表（宿直室整備委託）を参照のこと）

（1）建築

- 床：フロアタイルおよびタイルカーペットを敷設すること。
- 壁：軽量鉄骨下地による固定間仕切りとすること。固定間仕切りの仕上げは既設壁面と同等とすること。
- 天井：間仕切りと干渉する照明器具、空調機器その他の設備機器は移設または撤去し、その跡は天井仕上げを復旧すること。
- 建具：既設書架を移設し、移設後の壁面は補修すること。また、書架を設置する壁は必要に応じて補強すること。各宿直室の出入口ドアは引き戸を設置し、廊下側のスチールドアは既設を利用すること。
- 金属：エコキュート室外機および給湯器に対し、金属製目隠しガラリを設置すること。金属製目隠しガラリは外壁に堅固に固定するとともに、色調は既設目隠しガラリに準拠すること。

(2) 機械設備

○給排水給湯衛生器具設備

- 自然冷媒ヒートポンプ給湯機（貯湯量 370L・高圧型）を設置すること。
- 各宿直室にシャワー洗面複合ユニット（1.1m×1.6m）をそれぞれ1基、計2基設置すること。
- 前室にシャワーユニット（0.8m×1.2m）を1基設置すること。
- 給水・給湯・排水・ガス配管および電源配線等を新設し、既設配管との接続部は確実に止水・気密を確保すること。

○空調換気設備

- マルチ室外機は、東棟屋上の別紙図面に指定する位置に設置すること。
- 各宿直室に壁掛形個別エアコンを1台ずつ設置すること。
- 各宿直室および前室に24時間換気対応の換気扇を1台ずつ設置すること。
- シャワー洗面複合ユニットおよびシャワーユニットには、換気扇を設置すること。
- 室外機はアンカーボルト等により地震等で転倒しないよう堅固に固定すること。
- 上記に伴う必要な配管および配線を新設すること。

(3) 電気設備

- 照明器具は既設を流用し、必要に応じて移設する他、各室にLEDシーリングライトを1台ずつ設置すること。
- 照明スイッチは各宿直室で入切が可能な回路とすること。
- 各宿直室にテレビ端子を1口設置し、既設分配器より配線すること。
- 各宿直室に情報コンセント設置用の0Aフロア下空配管を端子盤まで延長すること。
- 各宿直室および前室に、2口コンセントをそれぞれ2か所以上設置すること。
- 前室に1口の非常用コンセントを設けること。
- 各宿直室に、消防法に適合した煙感知器を設置すること。
- 各設備機器への電源は既設分電盤より分岐し、必要に応じて回路を追加すること。
- 各回路には適切な漏電遮断器を設け、必要に応じて接地工事を行うこと。
- 新設した回路は分電盤内で明示し、回路表示を行うこと。

(3) 参考機器表

機器	仕様	参考品番
エコキュート	・ 370L 高圧型 ・ リモコン・脚部カバー付	三菱電機 SRT-N377
シャワー洗面 複合ユニット	・ 1.1m × 1.6m サイズ ・ 換気扇あり	Panasonic AW エンジニアリング S&P2 シリーズ 1116
シャワーユニット	・ 0.8m × 1.2m サイズ ・ 換気扇あり	Panasonic AW エンジニアリング SⅡ シリーズ 0812
ビル用マルチ エアコン室外機	・ 冷房 7.1kW 以上/暖房 8.0kW 以上 ・ 三相 200V ・ 通年エネルギー消費効率 (AEP) : 6.1 以上 ・ グリーン購入法の基準を満たすこ と	ダイキン RXTA80A
ビル用マルチ エアコン室内機	・ 冷房 2.8kW 以上/暖房 3.2kW 以上 ・ 単相 200V ・ 壁掛け型 ・ 室外機と同メーカーのもの	ダイキン FXYAA28AA

4 その他

- (1) 発注者が別途契約する他工事についての工事工程は、事前に担当係員及び関係者と協議のうえ、工事の円滑な進捗を図ること。
- (2) 本業務は庁舎を使用しながらの作業となるため、職員及び来庁者等の安全の確保については、十分留意のこと。特に、資材の搬入・搬出については担当係員と十分協議のこと。
- (3) 担当係員と協議の上、庁舎での業務に支障が出ないよう配慮を行いながら実施すること。
- (4) 履行期間中に本仕様書に記載のないことがら及び不足の事態や問題点が生じた場合は、担当係員と協議することとする。
- (5) 別紙図面等を参考に製品を制作・設置すること。ただし、制作・設置する際は、担当係員と協議のうえ行うこと。